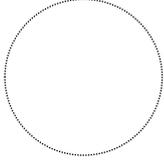


受付印



町民税  
県民税

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

年 月 日

さつ ま 町 長 殿

1. 申請者

住所又は所在地											
氏名又は法人名 及び代表者氏名印											
担当者	(氏名)	(連絡先)									
特別徴収義務者指定番号(7桁)											
法人番号											

地方税法第321条の5の2第1項及びさつま町税条例第46条の3の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

2. 適用を受けようとする月分、特別徴収税額

年 月分	から	年 月分	まで	人	円
年 月分	から	年 月分	まで	人	円

3. 申請日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受けるものの人員、各月の給与の総額

年 月	( ) 人	( ) 円	年 月	( ) 人	( ) 円
年 月	( ) 人	( ) 円	年 月	( ) 人	( ) 円
年 月	( ) 人	( ) 円	年 月	( ) 人	( ) 円

4. 申請の日現在町民税等の滞納があり、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由

理由を記入する空白欄

5. 申請の日前1年以内において、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日

年月日を記入する空白欄

	担当者	滞納の有無
処理欄		有・無

## 申請についての注意事項

### 1. 町県民税特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。  
※「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、町長の承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに納付することになります。

6月分～11月分	11月分納期限まで
12月分～翌年5月分	5月分納期限まで
- (4) 納期の特例について受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅延なく、町長に届け出なければなりません。
- (5) 特別徴収義務者は、承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消又は届け出の日の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届け出の日の属する月び翌月10日までに納入しなければなりません。  
※滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても、滞納をしたり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

### 2. 申請書の書き方

- (1) 申請者欄には、本町より指定されている特別徴収義務者の住所及び氏名（法人である場合には、事務所・事業所等の所在地及び法人名ならびに代表者氏名）を記入してください。  
特別徴収義務者指定番号欄には、本町より指定されている7桁の「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。
- (2) 特例の適用を受けようとする税額欄には、特例の開始を希望する年月を記入してください。
- (3) 申請の日前6ヶ月間の記載欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員（当該事業所の総人員）と各月の給与の支払金額（賞与等の臨時の給与の金額も含まれます。）を記入して下さい。この場合、臨時の勤務者があるときは、当該欄にその人数と支払金額をそれぞれ外書きしてください。
- (4) 滞納・納入遅延の事実等に係る理由の詳細及び納期の特例に対する承認取消し年月日欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。